

大阪府こころの健康総合センター 所報 平成 30 年度(概要)

発刊にあたって

平成 30 年度の「大阪府こころの健康総合センター所報・紀要」を取りまとめました。この 1 年間の当センターの事業をご報告いたします。

当センターでは、「精神保健福祉相談」「こころの電話相談」「わかぼちダイヤル」「こころの健康相談統一ダイヤル」などの電話相談に加えて、「発達障がい相談」「依存症相談」「自死遺族相談」等の専門相談を行っています。さらに、保健所への心理職の派遣、ひきこもり支援コーディネーターによる市町村や保健所の専門相談等の地域支援を行っています。そして、府職員及び関係機関職員に対して初任者から経験のある職員まで幅広く精神保健福祉研修・事例検討会を行い人材育成・資質向上に努めています。さらに、災害時に備えて、大阪 DPAT 養成研修と災害時等こころのケア研修・災害時訓練を実施しています。

また、精神医療審査会事務局、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者交付審査、精神科病院実地指導・精神科病院入院患者実地審査、療養環境検討協議会事務局(大阪市・堺市と共同で運営)、措置診察手続き、精神科救急医療情報センターなどの事業を行っています。

当センターでは、重点課題として依存症対策に取り組んでいます。依存症は適切な治療と支援により回復が十分可能ですが、地域における支援体制がまだ十分に整っていません。当センターで依存症専門相談や家族サポートプログラムを実施するとともに、関係機関職員を対象に対応力向上のための研修や事例検討による人材育成、啓発のためのリーフレットの作成、ホームページでの情報提供、シンポジウムの開催をしています。依存症関連機関連携会議及び専門部会で支援体制の推進について議論していただき、相談・治療・回復を途切れなく支援するための連携のためのネットワークである大阪アクションセンター(OAC)のさらなる充実のため、加盟機関・団体の拡大及び情報共有のためのメーリングリストの活用、顔の見える関係づくりのための地域でのミニフォーラムを開催しています。平成 31 年 3 月末現在で 47 機関・団体が OAC に加盟しています。

自殺に関しては、大阪府では、今なお 1,400 人を超える自殺者があり、継続した対策が必要です。引き続き、ゲートキーパー養成、市町村自殺対策計画の策定支援、学校と連携した若年者の自殺防止対策、自死遺族への支援、妊産婦のメンタルヘルスの強化等の取組みを進めています。

府民への啓発や相談窓口・医療機関の情報提供、保健所や市町村等の人材育成のため、依存症、災害時等のこころのケア、こころの健康等に関する刊行物を作成しました。これらはホームページ「こころのオアシス」でも公開しています。また、精神保健医療福祉関係者向けに、当センターの活動や精神保健医療福祉業務に係る総合的な情報を掲載したメールマガジン「こころのオアシス通信」を配信しています。携帯電話用ホームページにおいては様々な分野の相談窓口の情報を掲載していますので、ご活用ください。

研究事業の一つとして、福井大学友田明美教授研究室、大阪府の保健福祉行政・医療関係者による「児童虐待の防止と家族支援の社会実装の構築」に関する検討会及び、「養育者支援によって子どもの虐待を提言するシステムの構築」協働事業会議を開催しました。マルトリートメントの予防、養育者支援にしっかりとつなげていきたいと考えています。

当センターは、府民のこころの健康づくりを進める拠点として、関係機関・団体等との連携・協力をさらに深め課題解決に取り組んでまいります。府民の皆様、関係機関・団体の皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。

令和 2 年 3 月

大阪府こころの健康総合センター
所長 籠本 孝雄

<これより本文>

I. 概要

1. 設立の目的及び業務

大阪府こころの健康総合センター(以下「センター」という。)は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「精神保健福祉法」という。)第6条に規定される精神保健福祉センターであり、精神保健福祉に関する中核施設として条例により設置されている。当センターは保健所や、社会復帰関連施設、医療機関をはじめとする地域関係機関、団体に対する支援やネットワークづくりを進めることを大きな使命としている。さらに、精神保健福祉法の理念にのっとり、従来の精神保健福祉センターでは十分に組み込まれてこなかった、広く府民のこころの健康づくりの保持、増進を図ることに取り組むこととしている。

センターは、次の業務を行うこととしている。

- (1) 精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための事業の企画に関すること。
- (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に係る調査研究に関すること。
- (3) 精神保健及び精神障害者の福祉に係る行政機関及び関係団体との連携及び調整に関すること。
- (4) 災害時におけるこころのケア活動に関すること。
- (5) 精神保健及び精神障害者の福祉に係る情報の提供及び普及啓発に関すること。
- (6) 精神保健及び精神障害者の福祉に係る人材育成及び相談に関すること。
- (7) 精神障害者保健福祉手帳に関すること。
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二章第四節に規定する自立支援医療費の支給(精神障害者に係るものに限る。)に関すること。
- (9) 大阪府精神医療審査会の事務に関すること。
- (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二条第二項の意見の陳述に関すること及び第二十六条第一項の技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助に関すること。
- (11) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の六第一項の規定による精神科病院への立入検査に関すること。
- (12) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項の規定による精神保健指定医に関すること。
- (13) 精神医療に係る調査研究に関すること。
- (14) 精神障害者の権利擁護を図るための関係行政機関及び関係団体との連携に関すること。
- (15) 保健所における精神保健及び精神障害者の福祉に係る業務の支援に関すること。
- (16) 精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るものの活動の支援に関すること。
- (17) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項に規定する精神保健指定医の診察及び法第二十九条第一項の規定による入院に関すること。
- (18) 法律第三十四条の規定による移送に関すること。
- (19) 自殺対策推進センターの運営に関すること。
- (20) (1)～(19)に掲げるもののほか、府民の精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図るため必要なこと。

2. 基本理念・基本方針

【基本理念】

「私たちは、府民のこころの健康の保持及び増進に努めるとともに、精神障がい者の人権の尊重と福祉の増進をめざします。」

【基本方針】

- (1) 精神障がい者の医療及び福祉の向上を図ります。
- (2) 時代のニーズに応じた専門相談及び技術支援を行います。
- (3) 地域の精神保健福祉を支える人材を育成します。
- (4) 関係機関との連携を進め、地域の課題解決に向けたネットワークづくりを支援します。
- (5) 精神保健に関する調査研究・情報発信を行います。

3. 沿革

昭和 27(1952)年 8 月	大阪府精神衛生相談所設置
昭和 37(1962)年 4 月	大阪府立公衆衛生研究所に精神衛生部開設
平成 6 (1994)年 4 月	大阪府精神衛生相談所及び大阪府立公衆衛生研究所精神衛生部を廃止し、大阪府立こころの健康総合センターとして新築オープン
平成 14(2002)年 4 月	大阪府こころの健康総合センターに改称

4. 施設概要

所在地	〒558-0056 大阪市住吉区万代東3丁目 1-46 TEL:代表 06-6691-2811 ・FAX:06-6691-2814 E-mail: kenkosogo@sbox.pref.osaka.lg.jp ホームページ: http://kokoro-osaka.jp/
施設規模	鉄筋コンクリート地上 4 階、地下 1 階 敷地面積 約 1,900 m ² ・建築面積 約 850 m ² ・延床面積 約 3,300 m ²
最寄りの交通機関	大阪シティバス「府立総合医療センター」、阪堺電軌上町線「帝塚山四丁目」、JR 阪和線「長居」、大阪メトロ御堂筋線「長居」、南海電鉄高野線「住吉東」

5. 機構

当センターにおける事務分掌は次のようになっている。(平成 31 年 3 月 31 日現在)

総務課

1. 庶務、2. 予算、3. 他課分掌外事務

事業推進課

1. 企画・調整、2. 普及啓発、3. 調査・研究、4. 精神保健福祉関連団体への支援、5. 自殺対策に関すること、6. 依存症対策に関すること、7. 災害時等こころのケア活動に関すること

医療審査課

1. 自立支援医療費の支給認定に係る事務、2. 精神障害者保健福祉手帳の判定に係る事務、3. 精神医療審査会、4. 精神科病院への立ち入り検査

地域支援課

1. 精神保健及び精神障がい者の福祉に係る相談に関すること、2. 電話相談、3. 教育研修、4. 地域精神保健福祉活動への支援、5. 社会復帰関連事業への支援、6. 措置診察業務に関すること、7. 精神科救急医療に関すること

6. 決算の状況

平成 30 年度の決算状況は、歳入が 7,174,625 円、歳出が 14,938,523 円であった。

II. 事業

1. 精神保健福祉に関する企画

概要

精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図るための取組みや事業を企画・実施するとともに、当センターの運営等に関する会議や事業評価を行っている。

(1) センター運営検討会議

当センターの運営に関すること及び府民のこころの健康に関することについて、外部の学識経験者等から意見を聞くために、センター運営検討会議を開催した。

(2) 災害時等のこころのケア活動に関すること

1) 大阪 DPAT 養成研修と災害時等こころのケア研修・災害時訓練

災害等が発生した際には、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、各種関係機関等との連携、マネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要であり、このような活動を行うために大阪府によって組織される専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム(DPAT)を養成する研修、災害時等におけるメンタルヘルスに関する問題、PFA(心理的応急処置)を学ぶ研修及び災害時訓練を実施した。

また、災害時における医療情報の管理の重要性及び、精神科特有の情報発信方法を学ぶための情報管理(EMIS 操作等)に関する研修を支援した。

(3) こころの健康づくり

1) 学校との連携事業

若年者の自殺防止対策を推進するため、大阪府教育センターと連携した事業「教育相談室研修(第3回)」を実施した。

2) 産業保健分野との連携事業

勤労者のこころの健康問題への対応力の向上を図るため、産業保健活動を行っている大阪産業保健総合支援センターと連携し、企業の健康管理業務や人事労務の担当者を対象に、こころの健康づくりに関する講習会を実施した。

(4) 公民協働事業

1) 検討会議

20歳未満に対する正しい飲酒の知識の普及を目的に、飲酒防止教室普及検討会議を開催し、アルコール関連問題への取組みを行っている民間団体や府保健所等と協働で、飲酒防止教育のための教材「20歳未満の人の飲酒はなぜダメなの?」「20歳未満の人の飲酒はなぜダメなの?～まわりの大人の方もご覧ください～」 「大阪府版飲酒防止教室実施者用テキスト」を作成した。

(5) 近畿ブロック精神保健福祉センター長会・同センター災害時等対応連絡会議

近畿ブロックの精神保健福祉センターが各地域の精神保健福祉の向上をめざし、意見交換・情報交換を行い、災害時等に限らず、平時より連携を深めるため会議及び連絡会議を行った。

2. 普及啓発

概要

当センターでは、こころの健康づくりを推進するため、府民が利用できる「こころの健康図書コーナー」を開設するとともに、各種刊行物やホームページにおいて、こころの健康づくりに関する情報提供・普及啓発と医療機関・相談機関などの社会資源に関する情報提供を行っている。

事業実績

(1) 刊行物による情報提供・普及啓発

1) 大阪府内で精神疾患の診療を行う機関

府内の精神保健福祉関係相談窓口及び精神科医療機関を対象に「大阪府内で精神疾患の診療を行う機関一覧」を発行した。

また、詳細なデータを随時更新し、ホームページにおいて情報提供した。

2) 新規作成刊行物

「アルコールの問題で困っている人のために」「薬物の問題で困っている人のために」「大阪府版依存症相談対応人材養成テキスト」「こころの健康について考えよう！」「こころのケア」「子どものこころのケア」「支援者のこころのケア」「ギャンブル等の問題で困っている人への支援のポイント」「20歳未満の人の飲酒はなぜダメなの？(再掲)」「20歳未満の人の飲酒はなぜダメなの？ ～まわりの大人の方もご覧ください～(再掲)」「大阪府版飲酒防止教室実施者用テキスト(再掲)」を作成した。

3) メールマガジン「こころのオアシス通信」

市町村や医療機関等、関係者向けに、当センターが実施する事業や作成したリーフレットなどを広報し、地域の精神保健福祉活動を推進することを目的に、メールマガジン「こころのオアシス通信」を、計12回配信した。精神保健福祉業務に役立つ国や全国の動きや、災害時には臨時号として、こころのケアに関する情報などについても情報提供した。

(2) ホームページによる情報提供・普及啓発

1) 「こころのオアシス」

精神保健福祉に関する総合的な情報提供を行い、また、携帯電話用ホームページにおいて、様々な分野の相談窓口の情報を提供した。

2) 「庁内Web」(庁内限定)

大阪府庁内イントラネット上に「精神保健福祉情報」を掲載し、庁内の精神保健福祉関係業務に従事する職員向けに、業務の円滑な推進に資する各種の情報を提供した。

(3) こころの健康図書コーナーの図書数

今年度の蔵書総数は35,779であり、新規図書数は、図書26、雑誌113であった。

3. 府職員及び関係機関職員への研修(人材育成)

概要

精神保健福祉業務に従事する職員(府健康医療部等精神保健福祉担当職員、市町村・福祉事務所担当職員、医療機関職員、障害者総合支援法に規定する障がい福祉サービスを行う事業所職員等)の資質の向上を目的に、広く関係者の育成を図った。

「健康医療部等精神保健福祉担当職員研修」はケースワーカー・保健師・心理職員等に対する研修で、階層別に開催した。また、「関係機関職員研修」として、市町村・福祉事務所・医療機関・障がい福祉サービス事業所等で精神保健福祉業務に従事する職員に対する研修を実施した。

なお、開催にあたっては、(一社)大阪精神科病院協会と(公社)大阪精神科診療所協会の後援を受けた。

階層別研修は、対象者を精神保健福祉業務に従事した年数に分けて実施する研修であり、新転任者、2年目、3年目、4年目以上の職員、保健所精神保健福祉チームリーダーの5階層となっている。

新転任者対象のベーシック研修は、新たに精神保健福祉業務に従事することになった職員が、実務知識を習得するための講義を中心とした基礎的な研修である。2年目、3年目の職員を対象としたステップアップ研修では、地域での実践を振り返りながら相談支援のスキルを高めることができるよう、事例検討や演習を行った。例年4年目以上を対象としているスキルアップ研修については、依存症対応力向上関係機関職員研修との合同実施で、「依存症で困っている家族への支援」及び「動機づ

け面接」をテーマとしたこともあり、初任者から経験のある職員まで、従事年数に制限を設けず幅広く参加者を募った。スーパーバイズ研修は保健所の精神保健福祉チームリーダー等を対象に、スーパーバイズの技術を身につけ、チーム員の相談対応力を向上させることができるよう、講義と事例検討を行った。

4. 調査研究

概要

精神保健及び精神障がい者の福祉に係る調査研究を行っている。

【学会発表】

全国精神保健福祉センター研究協議会

「精神保健福祉センターにおけるギャンブル依存症相談の傾向と分析」

高橋 宏史、笹井 康典、平山 照美、原 るみ子、鹿野 勉、道崎 真知子、仙波 由美、
飯田 未依子、池田 美香、武部 紘幸

【研究協力】

1) 児童虐待防止と家族支援の社会実装の構築に関する検討会

国立研究開発法人科学技術振興機構社会技術開発研究センター(RISTEX)では、社会の具体的な問題を解決するための研究開発が行われている。その中の研究プロジェクトの一つである「養育者支援によって子どもの虐待を低減するシステムの構築」における、福井大学 教授 友田明美氏の分担研究成果の社会実装(実用化)の可能性と課題を探ることを目的とし、大阪府内の保健福祉行政・医療関係者と研究者との意見交換を行った。

2) 「養育者支援によって子どもの虐待を低減するシステムの構築」協働事業会議

国立研究開発法人科学技術振興機構社会技術開発研究センター(RISTEX)の研究開発成果の定着プロジェクト「養育者支援によって子どもの虐待を低減するシステムの構築」を推進するため、大阪府内の保健福祉行政・医療関係者と研究者が協議・検討を行った。

【原著】

大阪府における依存症の本人及び家族等への支援ネットワーク形成に関する取組みについて

石井 陽子、川添 純子、杉原 亜由子、平川 はやみ、原 るみ子、笹井 康典

依存症対策における人材養成と多機関連携 ～事例検討会を通して～

平山 照美、石井 陽子、川添 純子、杉原 亜由子、平川 はやみ、原 るみ子、笹井 康典

ギャンブル等依存症の相談来所者の傾向について

鹿野 勉、仙波 由美、道崎 真知子、飯田 未依子、池田 美香、笹井 康典

5. 自殺対策

概要

全国の自殺者数は、平成10年以降、3万人を超える状態が続いていたが、平成22年から減少傾向となり、平成24年に3万人を下回り、平成30年は20,840人であった。

大阪府の自殺者数も全国と同様に推移し、平成10年に2千人を超えて以降、高止まりの状態推移していたが、平成23年から減少し始め2千人を下回り減少傾向であったが、平成30年は前年度より74人増の1,275人(警察庁の自殺統計)となっている。

大阪府においては、国の「自殺総合対策大綱」を踏まえ、平成30年3月に基本指針の一部改正を行った。本指針は、平成28年4月に自殺対策基本法の一部が改正されたことを受けて、都道府県自殺対策計画として位置付けられ、「毎年、府内の自殺者数の減少を維持する」「早期に府内各市町

村が自殺対策計画を策定するように支援する」ことが新たな目標として掲げられた。

当センターでは、平成 21 年度設置の自殺予防情報センターを平成 28 年 4 月に「大阪府自殺対策推進センター」とし、関係機関と連携を図りながら、市町村における自殺対策計画の策定の支援や、保健所や市町村等に対する適切な助言や情報提供、地域における自殺対策の関係者に対して研修などを行い、地域の状況に応じた自殺対策の総合的な推進を図った。

(1)大阪府自殺対策推進センター

保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関(以下「関係機関」という。)と連携を図りながら、保健所や市町村等に対し適切な助言や情報提供、自殺に関する専門的な相談の対応、地域における自殺対策の関係者に対する研修等を行った。

また、厚生労働省が設置している「こころの健康相談統一ダイヤル」を利用した回線を当センター内に 8 月までは 3 回線、9 月からは 2 回線として LINE アプリを利用した「こころの LINE 電話相談」を 1 回線設置し、自殺予防のための電話相談の充実を図るとともに、自殺予防週間のある 9 月と自殺対策強化月間である 3 月の 1 か月間においては、24 時間体制で集中電話相談(一部民間団体に委託)として実施した。

さらに、平成 27 年 8 月 31 日から 40 歳未満の人を対象に、毎週水曜日に若者専用電話相談電話「わかぼちダイヤル」を実施し、様々な悩みを抱えた若者の相談に対応することで、自殺予防につながる取組みを行った。

1)自殺対策に関する情報提供・普及啓発

○ホームページによる情報提供

『こころのオアシス』に「自殺対策」のページを設け、大阪府の自殺対策や悩みの相談窓口などの情報提供を行うとともに、悩みの相談窓口について、QR コードからもアクセスできるよう工夫した。

○大阪府内の各市町村における自殺の状況

警察庁から提供を受けた自殺統計原票データに基づき、厚生労働省が集計を行った「地域における自殺の基礎資料」を用いて、各市町村等における地域の月別及び年間の自殺者の状況をまとめ、各地域での自殺対策に役立ててもらえるよう情報提供を行った。

○自殺対策普及啓発

9 月の自殺予防週間、3 月の自殺対策強化月間にロビーでの啓発展示や、『こころのオアシス』の啓発バナーの設置、厚生労働省作成のポスター等の関係機関への配付などを行った。

2)自殺対策研修

保健所・市町村等地域の相談体制の整備や精神保健福祉にかかわる職員が社会問題として共通認識をもち、地域の自殺予防のゲートキーパーの役割を果たし、「気づき」「話を聴き」「つなぎ」「見守る」など、自殺予防のために適切な対応ができるよう相談従事者を対象にした研修会を開催し、人材養成を図った。

3)自死遺族相談

平成 21 年 10 月から自死遺族等を対象に来所による個別専門相談を行い、安心して話せる場所や必要な情報の提供などを行っており、平成 30 年度の自死遺族相談に関する電話での相談は、実 38 件(延 46 件)、来所相談件数は実 17 件(延 79 件)であった。

また、相談従事者を対象に相談対応力を向上し、支援に役立てるため、自死遺族相談事例検討会を開催した。

4)こころの健康相談統一ダイヤル

大阪府では、国が運用している「こころの健康相談統一ダイヤル(以下「統一ダイヤル」という。)」に、平成 24 年 9 月から加入し、自殺予防のための電話相談を実施している。

平成 30 年 4 月から 8 月までは、「統一ダイヤル」による電話相談を 3 回線で実施し、9 月からは、そのうちの 1 回線を、SNS を使用した電話相談の一環として LINE アプリを使用した「こころの LINE 電話相談」に変更して実施した。統一ダイヤルの相談件数は 5,046 件、「こ

ころの LINE 電話相談」は 240 件、総相談件数は 5,286 件であった。

5) 「こころの健康相談統一ダイヤル」集中電話相談

平成 24 年度から、一部民間団体に委託し、集中電話相談を実施している。平成 30 年度は自殺予防週間のある 9 月と自殺対策強化月間の 3 月の各 1 か月間 24 時間電話相談を実施した。

6) 若者専用電話相談

平成 27 年度より様々な悩みを抱えた若者の相談に対応することで、若者の自殺予防を図るため、毎週水曜日 9 時 30 分から 17 時に若者 (40 歳未満の方) を対象にした自殺にかかる電話相談「わかぼちダイヤル～わかものハートぼちぼちダイヤル～」を開設した。9 月 1 日の新学期初日に 18 歳以下の自殺が突出して多いことが判明したことから、自殺予防週間の取組みの一環として、平成 27 年 8 月 31 日からスタートさせた。

平成 30 年度は、毎週水曜日 9 時 30 分から 17 時に実施し、総相談件数は 636 件、うち 40 歳未満の相談が 106 件であった。

7) 大阪府版ゲートキーパー養成研修

保健所と共同で作成した『大阪府版ゲートキーパー養成研修講師用テキスト』(「基礎情報編・ロールプレイ編」、「基礎情報編・若年者支援編」) 及び受講者用『大阪府版ゲートキーパー養成研修テキスト』(「基礎情報編」①初級編・②中級編・③若年者支援編、「ロールプレイ編」①傾聴技法初級・②傾聴技法中級・③見るロールプレイ・④シナリオロールプレイ・⑤実践ロールプレイ) を用いて、ゲートキーパー養成研修テキスト講習会と、各地域で実施されるゲートキーパー養成研修の講師協力を行った。

○大阪府版ゲートキーパー養成研修テキスト講習会

平成 30 年度の開催回数は 1 回で、受講者は 25 人であった。

また、受講者のうち、10 人が講師として各地域でのゲートキーパー養成研修を行った。

8) 市町村自殺対策計画策定支援

平成 28 年に改正された自殺対策基本法の第 13 条第 2 項において、「市町村は、自殺総合対策大綱及び地域の事情を勘案して、地域自殺対策計画を定めるもの」とされ、大阪府内の市町村・保健所に対して、自殺対策計画策定のために電話・メールで助言・情報提供などの支援を 117 件行い、中核市 (3 市) における計画策定会議に 9 回 (3 市) 出席した。

平成 30 年度末現在、41 市町村 (政令市を除く) 中、39 市町村で地域自殺対策計画が策定された。

9) 自殺対策関係会議への出席・協力

大阪府の自殺対策推進にかかる会議に出席・協力するとともに、大阪府及び中核市保健所で開催される自殺対策に関する会議に出席し、情報提供や技術支援等を行った。

市町村自殺対策主管課担当者会議に出席し、技術支援を行った。

(2) 技術支援

1) 大阪府妊産婦こころの相談センター

大阪府では、精神的に不安定な時期にある妊産婦へのサポート体制強化により妊産婦の自殺防止を目的として、平成 28 年 2 月から大阪母子医療センター内に「大阪府妊産婦こころの相談センター」を設置し、メンタルヘルスに不調を抱えている妊産婦及びその家族・パートナーに対して専任の相談員が相談支援・適切な支援機関へのつなぎ・関係機関への助言等を行っている。

当センターは、相談員への助言、運営会議及び実務担当者会議への出席などを通し、精神保健福祉領域での技術支援を行った。

6. 依存症対策

概要

依存症は、適切な治療と支援により回復が十分可能な疾患であるが、依存症であるという認識を持ちにくいといった依存症の特性や、専門医療機関や地域における支援体制が十分整っていないことなどから、依存症の本人及び家族が必要な支援を受けられていないという状況である。

このため、平成 26 年度から、大阪府、大阪市、大阪府警本部の三者が協力して取組みを行う「あいりん地域を中心とする環境整備の取組み(5 ヵ年計画)」の 1 つである、「薬物依存症者等ケア強化事業」を開始し、当センターでは、大阪市こころの健康センターと協働し、府内全体の依存症の本人や家族へのケア水準の向上を目的として、事業に取り組んできた。

平成 30 年度は、依存症に関する支援に携わる人材の育成や、大阪府における依存症の本人及び家族等の支援に関することについて協議・検討するための会議の開催、関係機関との連携のためのネットワークの運営等を行い、依存症対策の強化を図った。

(1)薬物依存症者等ケア強化事業

1) 当事者支援専門プログラム事業

薬物依存症とギャンブル等依存症に関する専門プログラムを提供する医療機関が少ないことから、専門治療の実績のある医療機関において、専門プログラムを実施し、医療機関からの見学の受け入れやプログラム実施にあたっての支援等を行った(平成 30 年度は大阪精神医療センターに委託し、本事業を実施)。

2) 家族心理教育事業(家族サポートプログラム)

薬物依存症とギャンブル等依存症の家族を対象に、本人が治療や相談につながることや家族自身のメンタルヘルスの改善を目的とし、CRAFT をベースにした家族心理教育プログラムを実施した。

3) 依存症対応関係機関職員研修

講義と体験談から依存症についての正しい知識を学び、相談窓口で適切な対応ができるよう、関係機関職員を対象に研修会を開催した。

4) 依存症対応力向上関係機関職員研修

依存症の本人・家族等への支援の質の向上を図るため、相談支援の経験がある関係機関職員を対象に研修会を実施した。

5) 依存症専門研修 事例検討会～みんなで考えよう、依存症の本人・家族等への支援～

依存症の本人及びその家族等に対する支援を行う幅広い機関(保健、福祉、医療、司法、教育等)の職員を対象に、支援に携わる人材育成と連携強化を目的として、①依存症の基礎知識と対応方法に関する講義と、②依存症相談事例(各回 1 事例)の事例検討を行った。

6) 医療機関職員への専門研修事業

薬物・ギャンブル等依存症の治療体制強化のため、大阪精神医療センターに委託し、医療機関職員を対象に研修会を 2 回開催した。

7) 大阪府依存症関連機関連携会議

大阪府における依存症の本人及び家族等への支援に関すること、大阪アディクションセンターに関することについて協議・検討するために、平成 29 年 4 月に行政・司法・医療・福祉関係者・当事者等によって構成される大阪府依存症関連機関連携会議を設置した。また、専門的な事項を協議・検討するために、本会議に部会を設置し、運営を行った。

8) 大阪アディクションセンター(OAC)の運営

依存症の本人及び家族等への支援体制の強化に向けて、大阪府内の関連機関・団体の連携強化のため、大阪アディクションセンター(OAC)を平成 27 年 5 月に当センターを事務局として設置し、平成 29 年 4 月から本格実施している。平成 31 年 3 月末現在、47 機関・団体が加盟している。

○メーリングリストの活用

メーリングリストを活用し、加盟機関・団体間の情報共有を推進した。

○OACミニフォーラムの実施

関係機関・団体同士が情報共有・連携し、支援担当者同士の顔の見える関係づくりを推進するため、ミニフォーラムを開催した。回復施設の取組み報告や本人や家族による体験談、交流会を通して、体験や活動について知るとともに、顔の見える関係づくりの機会となった。また、協力し、リーフレットや冊子の配布、紹介を行った。

9) 普及啓発

○依存症に関するリーフレット等の作成

依存症の正しい知識や相談窓口を伝えるためのリーフレット・ちらしを作成した。

○ホームページでの依存症に関する情報提供

依存症の基礎知識や相談窓口、リーフレットなどの刊行物、関係機関向け研修、関係機関連携会議などについてホームページで情報提供した。

○依存症啓発シンポジウム

依存症のことで困っている人が、依存症に関する誤解や偏見、情報不足などにより、相談や治療につながりにくいという状況にあることから、依存症に関する知識の普及啓発と相談窓口の周知を目的として、シンポジウムを開催した(関西アルコール関連問題学会に委託)。

(2) 依存症専門相談(依存症相談拠点支援センター)

本人及び家族からの薬物・アルコール・ギャンブル等の依存症全般に関する相談を実施するとともに、関係機関へのコンサルテーションを実施した。平成 30 年度の依存症に関する相談件数は 430 件、延 859 件であった。

7. 精神医療審査会

概要

独立した第三者機関として、精神医療審査会を設置し、医療保護入院者の入院届、定期病状報告書の審査及び精神科病院入院者からの退院・処遇改善請求の審査を行い、精神科病院入院患者の適正な医療及び保護の確保に努めている。精神医療審査会は 5 名の委員で構成される合議体で、本府では 8 合議体 40 人の委員で審査を行っている。

事業実績

平成 30 年度の審査会開催状況は、本審査会(全体会)1 回、合議体 72 回であった。

8. 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証(精神通院)

概要

精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証(精神通院)の交付に係る審査を行っている。

事業実績

精神障害者保健福祉手帳は平成 23 年度より順次交付事務の権限移譲を行っている。平成 30 年度には計 36 市町村が交付事務を行っており、当センターではそのうち判定依頼を受けた診断書の判定を行っている。

9. 精神科病院実地指導・精神科病院入院者実地審査

概要

東大阪市・豊中市にある病院に対して、入院患者の人権に配慮した適正な精神医療及び保護を確保するため、関係法令の遵守とともに適正な医療及び保護の状況を調査し、必要な指導を行った(高

槻市・枚方市・八尾市については、権限移譲)。精神科病院に入院している措置入院患者及び医療保護入院患者等に、適正な医療の提供及び保護が行われるよう当該患者の病状及び処遇に関する審査を実施した。

(1)精神科病院に対する実地指導の実施

実施病院 4 病院

中核市を含む全保健所対象に、6月24日に実地指導に関する説明会を開催するとともに(50名参加)大阪府全体の実地指導の質の向上を図るため、平成31年3月7日に研修会を開催した(22名参加)。

(2)措置入院患者等の実地審査の実施

実施病院 38 病院 審査件数 43 件

10. 療養環境検討協議会

概要

療養環境検討協議会は、精神科医療機関内における人権尊重を基本とした適正な医療の確保と療養環境の改善、向上を図ることを目的とし、平成21年度に設置され、当センターはその事務局として大阪市及び堺市と共同で運営している。

協議会所属団体は、大阪精神科病院協会、大阪精神科診療所協会、日本精神科看護協会大阪府支部、大阪精神保健福祉士協会、大阪弁護士会、大阪精神障害者連絡会、大阪精神医療人権センター、大阪府精神障害者家族会連合会、大阪後見支援センター、大阪府保健所長会、学識経験者、大阪府、大阪市、堺市である。

協議会委員または臨時委員が療養環境サポーターとして医療機関を訪問し、改善事項や気づいた点について報告書にまとめ病院にフィードバックし、その報告に対する回答を元に協議会で検討している。平成30年度は12病院を訪問し、拘束中の患者へのプライバシーへの配慮や薬の手渡し方法の検討等の必要性について報告を受け協議検討し、療養環境のよりよい質の向上に努めている。

11. 措置診察

概要

精神保健福祉法に規定される申請・通報・届出に基づく、措置診察や移送等の手続きを行っている。

事業実績

平成30年度の申請・通報・届出数の総数は278件であった。

12. 医療保護入院等のための移送

概要

精神保健福祉法の規定に基づき、精神保健指定医による診察の結果、精神障がい者であり、かつ、直ちに入院させなければ医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であって、その精神障がいのために本人の同意に基づく入院が行われる状態にないと判断されたものにつき、その家族等の同意があるときは、本人の同意がなくても医療保護入院又は応急入院させるため、応急入院指定病院に移送を行っている。

事業実績

平成27年度に当センターに業務が移管されたあとの実施状況は、平成27年度は依頼・実施ともに0件、平成28年度それぞれ2件ずつ、平成29年は依頼2件、実施1件、平成30年度はそれぞれ1件ずつであった。

13. 精神科救急医療情報センター

概要

警察、消防隊、府民(おおさか精神科救急ダイヤル)から依頼のあった夜間・休日に精神科救急医療を必要としている者に対し、当番救急病院への受診、受け入れの調整を行っている。

事業実績

平成 30 年度の相談件数の総数は 2,546 件であった。

14. 地域活動への支援

概要

府内各地域での精神保健福祉活動の向上を目的として、各地域からの要請や相談を受けて必要な支援を行った。具体的には、国・府などの施策動向や各地域の活動状況に関する情報収集及び情報提供、保健所が実施する研修や相談に対する技術支援などである。

事業実績

(1) 地域活動への支援

平成 30 年度に保健所や保護観察所のほか、市町村、障害福祉サービス事業所、医療機関、各種団体等からの要請や相談を受けて支援を行い、総支援件数は 539 件であった。

項目別支援回数で、最も多いのは「措置入院者等退院後支援」で、次に「自殺対策事業関連」となっている。平成 30 年度より始まった、「大阪府措置入院者等退院後支援事業」において、地域支援として保健所等が行う支援に協力したことや、「自殺対策事業関連」では、市町村の自殺対策計画策定への支援を行ったことが、例年とは異なる傾向となった要因と考えられる。

要請元別支援回数は、「保健所」が最も多く、次いで「市町村」「府庁(健康医療部・福祉部)」の順となっている。「保健所」からの依頼では、今年度は特に措置入院者等の退院後支援での協力が非常に多い。「市町村」からの依頼では、前述のとおり、市町村自殺対策計画の策定にかかる支援が多くなっている。

対象疾患等別支援回数においても、「精神障がい者社会復帰」が最も多く、次いで、「自殺関連」となっている。

(2) その他の地域支援に関する取組み

各地域からの要請を受けて行う支援のみならず、府域全体に関する課題についての取組みを進めるため、課題や取組み状況の集約や情報発信などを行った。

1) 地域精神保健福祉活動事例集

地域課題に対し、保健所や関係機関が連携して実施している先進的な取組みや、他の地域が参考となるような取組みをまとめた冊子を作成し、保健所等の機関に配布するものである。

平成 30 年度は、地域精神保健福祉活動事例集 17「大阪府内保健所における依存症関連問題についての取組み」を 650 部作成し、配布した。

2) 地域課題の取組みに関する研修会

大阪府・中核市保健所職員等を対象に、保健所の精神保健福祉活動において課題となっているテーマを取り上げ、講義や演習を行うものである。

平成 30 年度は、精神保健分野と母子保健・児童福祉・教育分野の連携体制の構築が地域における大きな課題であることから、「「その人」を理解することから始まる支援」テーマとし、研修を実施した。

(3) 保健所心理業務

大阪府保健所における精神保健福祉活動への技術支援として、当センターより非常勤心理職員を月 3 回派遣した。本人に対する心理療法や、家族・関係者への相談及び助言などが主な支援である

(4)大阪府措置入院者等退院後支援事業

平成 29 年度にモデル的に行っていた措置入院者等への支援計画の作成・計画に基づく支援について、平成 30 年 3 月に厚生労働省がガイドラインを発出したことに基づき、本年度から「大阪府措置入院者等退院後支援事業」として府域全域での事業を開始した。

当センターは、昨年度のモデル事業の知見も活かすとともに、精神保健福祉センターとして、支援主体の保健所等からの要請に基づいて、面接・会議への同席、手続き面での助言等を行った(28 事例)。また、支援主体として帰住先が不明な人への支援を実施した(2 事例)。

15. 相談

概要

当センターでは、「精神保健福祉相談」「こころの電話相談」「わかぼちダイヤル」「こころの健康相談統一ダイヤル」「こころの LINE 電話相談」といった電話相談のほかに、「発達障がい相談」「依存症相談」「自死遺族相談」の専門相談、集団支援として「薬物依存症者家族サポートプログラム」、平成 29 年度より試行的に「ギャンブル等依存症者家族サポートプログラム」を開催した。また、保健所に心理職を派遣し、保健所精神保健福祉活動の一端を担っている。

ひきこもり地域支援センター事業では、平成 29 年度より、ひきこもり支援専門のコーディネーターが市町村や保健所等の支援ケースに対し、訪問もしくは電話で精神保健福祉分野における専門相談(コンサルテーション)等を実施している。

事業実績

(1)精神保健福祉相談(発達障がい・依存症・自死遺族相談に関する専門相談を含む)

平成 30 年度の相談受理件数は、新規及び年度新規の件数(実数)が 627 件、延相談件数が 1,162 件となった。

(2)集団支援

1)薬物依存症者家族サポートプログラム

薬物依存症の家族を対象に、本人が治療や相談につながることで、家族自身のメンタルヘルスの改善を目的とし、CRAFT をベースにした家族心理教育プログラムを実施した。

期間:7 月～平成 31 年 3 月 / 回数:2 グループ 各 9 回 / 参加:実 10 名(延 49 名)

2)ギャンブル依存症者家族サポートプログラム

ギャンブル等依存症の家族を対象に、本人が治療や相談につながることで、家族自身のメンタルヘルスの改善を目的とし、CRAFT をベースにした家族心理教育プログラムを試行的に実施した。

期間:7 月～平成 31 年 2 月 / 回数:2 グループ 全 7 回 / 参加:実 15 名(延 73 名)

(3)電話相談

1)こころの電話相談

平成 30 年度の「こころの電話相談」の相談件数は 2,994 件であった。当センター内に設置の「わかぼちダイヤル」の件数 106 件、「こころの健康相談統一ダイヤル」の件数 5,046 件、「LINE 電話相談」の件数 240 件を合わせると、相談件数は 8,386 件となっている。

「こころの電話相談」における電話相談者の男性より女性の方が多く、約 6 割は本人自身からの電話である。相談対象者の年齢別件数をみると 40～64 歳が 39.2%、20～39 歳が 11.4%を占め、居住地域別では大阪市・堺市と他府県及び不明を除くと大阪府域が約 4 割となっている。また、相談内容別件数では、「その他」以外では「こころの健康(日常生活・ストレス)に関するもの」「治療生活に関するもの」「対人関係(家庭・学校・職場等)の適応に関するもの」が多くなっている。精神保健福祉問題別件数では、「その他」以外では「気分障がいに関する問題」「精神病に関する問題」「その他の精神疾患に関する問題」が多くなっている。

2)若者専用電話相談

40歳未満の人のための専用電話相談として「わかぼちダイヤル～わかものハートぼちぼちダイヤル～」を開設しており、平成30年度の相談件数は636件であった。また、相談対象者がわかぼちダイヤル対象者である40歳未満(相談者が家族・関係者の場合も含む)の件数は106件であり、うち84件が本人からの相談であった。相談者の居住地域別に見ると、大阪市・堺市・他府県を除く大阪府域が約6割弱である。また、相談内容別件数では、「こころの健康(日常生活問題・ストレス)に関するもの」「対人関係(家庭・学校・職場等)の適応に関するもの」が多く、精神保健福祉問題別件数では、「その他」を除き「気分障害に関する問題」「精神疾患に関する問題」「その他の精神疾患に関する問題」が多くなっている。

3) こころの健康相談統一ダイヤル

平成30年度の「こころの健康相談統一ダイヤル」の相談件数は5,046件となっている。「こころの健康相談統一ダイヤル」における電話相談者の男女比率はほぼ同じで、7割が本人自身からの電話である。相談対象者の年齢別件数をみると50歳代が28.1%、40歳代が12.1%を占めており、居住地域別では大阪市・堺市と他府県を除く大阪府域が約5割を占めている。また、相談内容別では、「悩み相談」が約6割を占め、中でも人間関係に関するものが52.8%となっている。

4) こころのLINE電話相談

平成30年9月から、「こころの健康相談統一ダイヤル」3回線のうちの1回線を、電話相談事業の一環としてLINEアプリを使用した「こころのLINE電話相談」に変更して、SNSを使用した電話相談を実施した。平成30年度の相談件数は240件であった。

5) 集中電話相談

○9月自殺予防週間

平成30年度の9月の自殺予防集中電話相談は、平成30年9月1日～9月30日に「こころの健康相談統一ダイヤル」及び「こころのLINE電話相談」をそれぞれ1回線ずつで実施し、相談件数は711件となっている。電話相談者の男女比率は男性が55.3%で女性からの相談が若干多く、87.5%が本人自身からの電話である。また、相談対象者の年齢別件数をみると40歳代が26.6%、50歳代が15.2%を占めている。居住地域別では大阪市・堺市と他府県を除く大阪府域が4割弱を占めている。相談内容別では、「病気に関すること」が22.9%、「人間関係」に関するものが28.4%と高くなっている。

○3月自殺対策強化月間

平成30年度の3月の自殺予防集中電話相談は、平成31年3月1日～3月31日に9月と同様、「こころの健康相談統一ダイヤル」及び「こころのLINE電話相談」をそれぞれ1回線ずつで実施し、相談件数は817件となっている。電話相談者の男女比率は女性からの相談が男性の2倍以上であり、9割が本人自身からの電話である。また、相談対象者の年齢別件数をみると50歳代が21.8%、40歳代が16.3%を占めている。居住地域別では大阪市・堺市と他府県を除く大阪府域が3割強を占めている。相談内容別では、「人間関係」に関するものが26.8%、「病気に関すること」が24.8%と高くなっている。

(4) 保健所心理業務

大阪府保健所における精神保健福祉活動への技術支援として、当センターより非常勤心理職員を月3回派遣した。本人に対する心理療法や、家族・関係者への相談及び助言などが主な支援である。

平成30年度の相談件数は新規(年度新規も含む)76件、継続390件の計466件となっている。対象者の年齢は、40～64歳が241件で約5割を占めている。相談内容としては「心理的相談・心の健康づくり」が388件と9割以上を占め、対象領域としては「心の健康づくりに関する問題」「ひきこもりに関する問題」が多かった。

(5) ひきこもり地域支援センター事業

大阪府ひきこもり地域支援センターは、平成30年度よりこれまで実施していた府民に対する相談電話、来所相談を廃止し、ひきこもり支援専門のコーディネーターが、市町村や保健所等の支援ケー

スに対し、訪問もしくは電話で精神保健福祉分野における専門相談(コンサルテーション)等を実施している。

平成 30 年度は生活困窮者自立相談支援機関への支援が 228 件であり、支援内容は事例に関するコンサルテーションが 145 件、市町村等関係機関への講師派遣が 28 件であった。

<おわり>

令和2年3月

大阪府こころの健康総合センター 発行